#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 5 年 6 月 2 7 日現在

機関番号: 15101 研究種目: 若手研究 研究期間: 2019~2022 課題番号: 19K13723

研究課題名(和文)特許権侵害訴訟における原告勝訴率の要因分析:経済的負担軽減に向けた政策研究

研究課題名(英文) Factor Analysis of Plaintiff Victory Rates in Patent Infringement Litigation: A Policy Study to Reduce the Economic Burden

#### 研究代表者

佐々木 通孝(Sasaki, Michitaka)

鳥取大学・研究推進機構・准教授

研究者番号:20814726

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.900,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、わが国の特許権侵害訴訟の原告勝訴率が低い要因を実証的に解明することである。特許権侵害訴訟の当事者の訴訟コストが原告勝訴率にどのような影響を与えるかという視点を基に、要因を分析するものである。 分析の結果、著作権侵害訴訟や商標権侵害訴訟と比べ、特許権侵害訴訟は、原告と被告における情報の非対称性

が大きいことが原告勝訴率が低くなる一要因であることを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義本研究の成果は、原告と被告間の情報の非対称性について、著作権侵害訴訟や商標権侵害訴訟と比べると、特許 年間ルンに不ら、原口と版口間の間報の非対称にについて、有に推良者が高く同様性反者が高とに不らて、付許権侵害訴訟は大きいということを明らかにしたことである。これによって、原告と被告間での原告勝訴の予測が乖離し、両当事者は、提訴後の和解を選択せず、判決に向かってしまうということを実証的に明らかにしたことに学術的な意義を有する。 この結果を受けて、提訴後に判決による終局を迎えるのではなく、和解によって終局を迎えることが可能となる。

り、訴訟経済を低減させるという社会的意義も有する。

研究成果の概要(英文): The purpose of this study is to empirically elucidate the factors behind the low plaintiff victory rate in patent infringement lawsuits in Japan. It analyzes the factors based on the perspective of how litigation costs of parties to patent infringement lawsuits affect the plaintiff victory rate.

As a result of the analysis, we found that, compared to copyright infringement lawsuits and trademark infringement lawsuits, patent infringement lawsuits have greater information asymmetry between plaintiffs and defendants, which is one of the factors that contribute to the lower rate of plaintiffs winning lawsuits.

研究分野: 法と経済学

キーワード: 原告勝訴率 特許法 特許権侵害訴訟 法の経済分析

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 1.研究開始当初の背景

わが国の民事訴訟の原告勝訴率は約80%である。これに対し、民事訴訟の一分野である特許権侵害訴訟の原告勝訴率は約25%である。このように特許権侵害訴訟の原告勝訴率が低いことが、わが国のイノベーション促進を阻害しているとして裁判官を批判する識者もいる。しかし、裁判官は公平に判断しているのだから、むしろ、原告勝訴率が低い要因を調査する対象は、原告と被告の訴訟当事者であろう。原告は勝てる見込みがないのに、なぜ、出訴前和解交渉を決裂させて出訴し、その後、裁判官の和解勧告も拒否して判決を得ようとするのだろうか。あるいは、被告は勝てる見込みがあるのに、なぜ、提訴された後、判決に至る前に和解するのであろうか。

原告勝訴率に関する先駆的な研究として、Priest and Klein(1984)の理論モデルがある。Priest らは、原告や被告が予測する勝訴確率と損害賠償額、和解額、訴訟コスト、和解コストの五つの要素を理論モデルに組み込んだ。そして、二つの仮定、一つは訴訟コストと和解コストを比べると訴訟コストの方が高額であること、もう一つは原告と被告、両訴訟当事者が予測する賠償額が一致するという仮定を置くと、勝訴する確率が五分五分であるほど、言い換えると勝つか負けるか分からない事件ほど、陪審員裁判に至る確率が高くなり、原告が敗訴する可能性が高い事件、あるいは、原告が勝訴する可能性が高い事件ほど、和解に進むことを解明した。なぜなら、勝訴であろうと、敗訴であろうと、判決という結論が予測できるのであれば、原告と被告の両当事者は、訴訟コストを支払うことを避けるために、訴訟前、あるいは、裁判中に和解に至るのである。ゆえに、五つの要素を組み込んだ Priest らの理論モデルから得られる含意は、勝つか負けるか予測がつかない事件が判決に向かうため、陪審員裁判における原告勝訴率は 50%になるのである。

Priest and Klein(1984)の理論モデルは、陪審員裁判とディスカバリー制度(証拠開示制度)を有する米国の民事訴訟の理論モデルであるが、これをわが国の民事訴訟に応用したのがラムザイヤー(1990)の理論モデルである。ラムザイヤーは、Priest and Klein(1984)が指摘した、原告勝訴率が50%になる事件に加え、わが国の民事訴訟には、原告が勝訴することは明らかであるが損害額の大小についてのみ争いがある事件を理論モデルに加えた。この損害額のみ争いのある事件は、損害額が大幅に減額された判決になったとしても、必ず原告が勝訴する。したがって、原告勝訴率は100%になる。そうすると、Priest and Klein(1984)が指摘した原告勝訴率が50%になる事件と、損害額の大小についてのみ争いのある原告勝訴率が100%になる事件を合わせると、原告の勝訴率は50%を超えることになる。事実、ラムザイヤーの論文が発表された頃から、現在に至るまで、原告勝訴率は75%前後で推移している。

特許権侵害訴訟は民事訴訟の一分野であるため、訴訟手続きに関して特許権侵害訴訟も他の 民事訴訟も違いは無いと言っていいであろう。むしろ、民事訴訟全体の割合と比べると、判決が 公開される割合は特許権侵害訴訟の方が高いため、特許権侵害訴訟の方が他の民事訴訟より、原 告と被告間での情報の非対称性は小さいといえ、判決前の予測勝訴確率は、より正確に求めるこ とができるはずである。しかし、現実には、特許権侵害訴訟の原告勝訴率は約25%に過ぎず、 民事訴訟全体の原告勝訴率に比べると低い値となっている。

以上の学術的背景を踏まえ、特許権侵害訴訟における原告と被告間での情報の非対称性は無い、あるいは小さいのであろうかというのが、本研究課題の核心をなす学術的な問いである。この問を解明することにより、特許権侵害訴訟において、原告は勝てる見込みがないのに、なぜ、出訴後に裁判官による和解勧告を拒否して判決を得ようとするのだろうかという現象の要因の一つが明らかになる。

## 2.研究の目的

特許権侵害訴訟の原告勝訴率が低い現象は、知的財産権に関する訴訟全般において見受けられるのか、それとも、特許権侵害訴訟だけに見られる特異な現象なのかを実証的に分析する。加えて、控訴審判決における 1 審原告敗訴事件を母数にした原告勝訴率を分析し、特許権侵害訴訟と、商標権や著作権の侵害訴訟を対比しながら比較静学的に分析し、原告と被告間での情報の非対称性の存在の有無を明らかにする。

### 3.研究の方法

特許権侵害訴訟の判決における原告勝訴率と著作権侵害訴訟や商標権侵害訴訟の判決における原告勝訴率を求め、それぞれの原告勝訴率を対比する手法を用いた。

地方裁判所の通常訴訟事件の判決の中から特許法・著作権法・商標法・不正競争防止法に関連する事件を抽出し、データセットを構築した。次に、同じような手法を用い、高等裁判所の控訴事件を抽出し、データセットを構築し、地方裁判所のデータセットと連結させ、第一審の原告敗訴事件における控訴審での原告勝訴率を求めることが可能なデータセットを構築した。判決の収集には、判決が掲載されている商用データベース(LEX/DB インターネット)を用いた。得られた地方裁判所の通常訴訟事件の判決は2730件、控訴審の判決は1390件であった。

# 4. 研究成果

2730 件の地方裁判所の判決の中で、特許関連訴訟は 1239 件、著作権関連訴訟は 597 件、商標・不正競争訴訟は 817 件、その他の訴訟は 77 件であった。原告勝訴率は、それぞれ、27.8%、62.1%、50.6%、24.7%であった(表 1 参照)。

表 1 第 1 審判決

	特許	著作権	商標·不競	その他	計
n#≐c	27.8	62.1	50.6	24.7	42.1
勝訴	(345)	(371)	(413)	(19)	(1148)
□h÷C	72.2	37.9	49.4	75.3	57.9
敗訴	(894)	(226)	(404)	(58)	(1582)
±1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計 	(1239)	(597)	(817)	(77)	(2730)

上段は原告勝訴率(単位:%)、下段は判決数(単位:件)

F (2,15)) = 96.97, p = .00): 多重比較(特許<著作権, 特許<商標·不競法)

1 審原告敗訴事件における控訴審判決は 812 件であった。特許関連訴訟は 435 件、著作権関連 訴訟は 127 件、商標・不正競争関連訴訟は 163 件、その他の訴訟は 87 件であった。1 審原告勝 訴率は、それぞれ、10.1%、12.6%、8.0%、3.4%であった(表 2 参照)。

表 2 控訴審判決 (第 1 審原告敗訴事件)

	特許	著作権	商標·不競	その他	計
Π₩ <b>+</b> Γ	10.1	12.6	8.0	3.4	9.4
勝訴	(44)	(16)	(13)	(3)	(76)
ロムキに	89.9	87.4	92.0	96.6	90.6
敗訴	(391)	(111)	(150)	(84)	(736)
÷1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
計	(435)	(127)	(163)	(87)	(812)

上段は原告勝訴率(単位:%)、下段は判決数(単位:件)

分析の結果をまとめると、地方裁判所の通常事件においては、著作権関連訴訟と商標・不正競争関連訴訟に比べ、特許権関連訴訟は原告勝訴率が低いが、控訴審判決において特許権関連訴訟の1審原告勝訴率が低いとは言えない結果となった。この結果は、地方裁判所の判決が下される前の段階では、著作権関連訴訟と商標・不正競争関連訴訟に比べ、特許権関連訴訟の方が、原告と被告間での判決の結論に関連する情報の非対称性が大きいということが示唆され、これが特許権関連訴訟の原告勝訴率が低い要因の一つである可能性も示唆される。

5 . 主な発表論な	て等
------------	----

〔雑誌論文〕 計0件

〔 学 全 発 表 〕	計1件(うち招待講演	0件/うち国際学会	0件)
(子云光仪)	可して ( ノウカ付帳/央	0仟 / ブラ国际子云	UIT )

1.発表者名
佐々木通孝
2.光代標題   知的財産権関係民事訴訟の和解成立要因 :原告勝訴率を基にした分析
AID対圧性対か以手が成り74所以立女凶 . 冰口切か十七至にした力が
3 学会等名

日本法社会学会 4.発表年 2021年~2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

υ.			
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

‡	共同研究相手国	相手方研究機関
-		